

令和6年6月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和6年6月7日（金）午後2時30分～午後3時30分
 2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室
 3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	7	安藤 久徳	13	池田 三郎
2	山崎 秀和	8	徳留 佳代	14	芝 順子
3	山本 美加	9	坂本 一	16	土居 忠栄
4	桑原 宏文	10	谷崎 容子	17	清水 優志
5	井上 靖好	11	遠地 美千代	18	岡崎 誠
6	加用 雅啓	12	山本 官		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	5	宮地 秀之
6	弘井 徹	7	宮地 浩	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 1名

番号	氏名
15	伊勢脇 精藏

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	3	宮崎 幸一

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	金子 伸
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主事	岡本 ほのか
係長	下村 陽次郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（10件）
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（3件）
 第3号議案 非農地証明書の交付について（2件）
 第4号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について（3件）
 報告事項
 その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和6年6月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号15番 伊勢脇 精藏 委員の1名であります。従いまして、本日の出席委員数は、18名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、武井 健治 委員、宮崎 幸一 委員より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号7番 安藤 久徳 委員、議席番号8番 徳留 佳代 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1。土地の表示は、西土佐西ケ方字上長山他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。 譲受人は初めて農業を行う者であり従事日数は50日を予定しております。労働力は、譲受人と農作業歴2年の妻の2人であり、農作業への従事日数は年間150日となっております。農機具につきましては、草刈り機、小型管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から200mほどの距離で、耕作面積は25アールとなっております。 現在、申請地はユズや栗を栽培しており、また一部休耕地がありますが、取得後は譲受人が引き続きユズや栗および季節野菜等を耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして、議案書は3ページになります。 番号2。土地の表示は、竹島字中石 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。 譲受人は農作業歴40年の78歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間300日となっております。

労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバインを所有しているとのことです。申請地は自宅から約1分の距離となっております。

現在、申請地では水稻を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

番号3から番号5までは譲受人が同じですので、まとめて説明させていただきます。土地の表示は、角崎字後田 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与と売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。

譲受人は農作業歴59年の79歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。

労働力は、譲受人と譲受人の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラック、管理機、除草機を所有しているとのことです。申請地は自宅から200メートルほどの距離となっております。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後は譲受人とその家族が果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

番号6。土地の表示は、角崎字後田 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。

譲受人は農作業歴10年の68歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。

労働力は、譲受人と譲受人の妻の2人となっております。農機具につきましては、軽トラック、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約1分の距離となっております。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後は譲受人とその家族が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

番号7。土地の表示は、竹島字箱根山 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。

譲受人は農作業歴5年の35歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間300日の予定となっております。

労働力は、譲受人と譲受人の父と兄の3人となっております。農機具につきましては、トラクター、管理機、草刈機、耕うん機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約3分の距離となっております。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後は譲受人とその家族が果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、議案書は4ページになります。

番号8。土地の表示は、井沢字大窪 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。

譲受人は農作業歴10年の43歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。

労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、軽トラック、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約3分の距離となっております。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後は譲受人が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

番号9。土地の表示は、竹島字白皇谷 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。

譲受人は農作業歴50年の85歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間300日となっております。

労働力は、譲受人と、譲受人の弟、長女、三女、四女の5人となっております。農機具につきましては、耕うん機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約5分の距離となっております。

現在、申請地は季節野菜等を栽培しておりますが、取得後は譲受人とその家族が引き続き季節野菜等を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

番号10。土地の表示は、平野字馬場 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。

譲受人は農作業歴5年の57歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。

労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクターを所有しているとのことです。申請地は自宅から約1分の距離となっております。

現在、申請地では季節野菜を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「桑原委員」1番についてお願いします。
●4番 桑原委員 （西土佐西ケ方地区ほか担当）	5月27日、竹村推進委員と申請地の確認及び譲受人への聞き取りを行いました。当日譲受人は不在で、譲受人の奥様とお話をさせていただきました。申請地は事務局が申し上げたとおり、栗、ユズ、季節野菜が植わっており、今回取得しようとしている農地についても草刈り等管理していくそうです。また、周辺の農地に対する影響はありません。また、後日譲受人と電話で以上のことにつきまして改めて確認を行った結果、奥様とお話は合っていました。 以上のことから農地法第3条の許可について、適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	竹村推進委員から、意見などはございませんか？
◇竹村委員 （西土佐西ケ方地区ほか担当）	先日27日に桑原委員と現地を確認してきました。先ほど委員から詳しく説明があったとおりで草刈り等をして管理していきたい、季節野菜等も植えていきたいという話でしたので、特に問題はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「井上委員」2番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	2番については、段差のある田でしたが、現在はそこを取っ払ってフラットな状態にして綺麗に作られていました。適当と考えております。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「岡崎委員」3番から6番についてお願いします。
●18番 岡崎委員 （中村地区担当）	3番から5番の現地の調査については5月26日の日曜日、午後4時から4時半頃の間、譲受人の自宅において、話を聞きました。現地は自宅から200メートルくらい離れていて、歩いて5分くらいのところだと言っていました。そこにはブドウハウスが3棟くらいありました。あのハウスは私のものです。と言って説明してくれました。現地はその後ろに草刈りをされていた場所があったので、そこを示しながらブドウハウスに隣接しているところだと申ししておりました。譲受人宅で聴取したところ、勤めていた頃よりハウスでブドウ栽培をしており、退職後は本格的にブドウ栽培に妻と2人で従事している。現在3棟のハウスと季節野菜を作っています。今回取得する農地についても同様のことをすると言っています。周辺の農地に与える影響はありません。以上のことから農地法3条の許可については適当と考えております。

	続いて6番ですが、5月26日の日曜日に角崎集会所に行って4時40分頃から50分くらいまでの間面談し、聴取しました。現地は自宅から400メートル、車で1分くらいのところだと言っていました。現地は休耕地で草刈りはされていました。譲受人は高知市内の譲渡人から譲渡された土地ですと言っていました。妻と2人で芋でも植えようかと考えているそうです。譲受人は水稻や季節野菜を耕作しており、今回取得しようとする農地についても自分の畑の隣接であり、これからも今まで同様に作っていくことです。周辺の農地に与える影響はありません。以上のことから農地法3条の許可については適当と考えております。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	3番から6番に関して今岡崎委員が言ったことで間違いのないと思います。
議長（清水会長）	続きまして、「井上委員」7番から10番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	7番に関して、果樹団地のような形で非常に広いところで、周りには梨や文旦が植えられていました。自分が現地に行った所に関してはちょっと荒れ果てたような状態で、これって非農地？って思わず思うような場所で、実際にこれは耕作できるがかなというところもありましたが、譲受人のお父さんに確認したところ、譲受人が重機のオペレーターをされているということで、それを使って綺麗にしてブシュカンを植えるという意欲があるということでお伺いをして、なるほどと納得しました。前の方が作られていたミカンとかの木が枯れたような状態で非常にこれは危ういなというところでしたけれども、そういうことをお聞きして、これは適当であると考えたところです。 次に8番ですが、現地に来てくれた方は譲受人の実のお母さんで、現地でお話をお伺いしました。そこも非常に草木が生い茂っており、耕作するには骨が折れるなというような印象を持ちましたが、許可が下りるまではさわったらいかんということを言われているということでこの会をもって許可が出た後は草刈り等をお母さんがされて、いずれ農地は譲受人である息子さんがしていくという話をお伺いしました。境等も図面で確認をして、ここまでですねということで、納得をしたことでした。この案件もそのようなことから適当であると考えております。 次に9番ですが、ちょっとした野菜類が植えられておりましたけれども、譲受人の方が非常に高齢の方で直接お会いできなかったもので、代理人の方にお伺いして、地図等で内容を確認してこれも適当であると判断してまいりました。

	そして10番ですが、後で出てきますが非農地が出ています、平野の現地確認に行った時に宮崎推進委員も来られてましたので、その後現地の確認をしました。譲受人には直接お会いできなかったのが電話での聞き取りということでやらせていただきまして、現地を見た状態ではキュウリとか、季節野菜のスイカとかが植わって綺麗に管理をされておりました。これに関しても適当であると考えております。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
●3番 山本委員 （中筋・東中筋地区担当）	番号の3、4、5、6なんですけれども、現況が休耕地となっております。譲受人の年間従事日数が200日あるので問題ないと思うんですけれども、これ何年くらい休耕になったところでしょうか。1年とか2年とかだったらすぐ出来ると思うんですけれども、何十年とかだったらなかなか大変だと思うんです。分かる範囲で教えてください。
●18番 岡崎委員 （中村地区担当）	はい、何年くらいかは分からないけれど、草を刈って綺麗になっています。
●3番 山本委員 （中筋・東中筋地区担当）	分かりました。ありがとうございます。
議長（清水会長）	その他ありませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は5ページになります。 番号1。土地の表示は、古津賀字二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。

	5月27日、地区担当の山崎委員と宮地推進委員、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。前のスクリーンをご覧ください。この度、畑を住宅地にするため宅地分譲するものです。場所については、東側、西側及び南側は市道、北側の農地からは同意書の提出があります。排水について雨水は、東側南側の市道側溝へ排水します。申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。 番号2。土地の表示は、右山天神町 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。 5月27日、地区担当の岡崎委員と宮地推進委員、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。前のスクリーンをご覧ください。この度、経営している薬局店に隣接する農地に駐車場を造るものです。場所については、中村駅より約400mに位置する農地であり、畑の所有者から転用についての同意書の提出があります。申請地は、現況畑で歩道・車道より20cm～40cm低いため、埋め上げアスファルト舗装し駐車場として利用する。排水については、雨水は歩道の側溝へ流れるよう傾斜をつけ、生活排水等の汚水は排出しないため、周辺地域には影響がないと判断できます。申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている商業地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。 番号3。土地の表示は、角崎字後田 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。 5月27日、地区担当の岡崎委員と宮地推進委員、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。前のスクリーンをご覧ください。この度、宅地造成地に転用する申請です。場所については、中村駅より約1.9kmに位置する農地であり、東側及び西側は市道で南側は休耕地です。北側畑の所有者から転用についての同意書の提出があり、周辺地域には影響はありません。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種住居地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山崎委員」1番についてお願いします。
●2番 山崎委員 (八束・東山地区担当)	番号1についてです。畑から宅地に転用するものであります。 5月27日に関係機関の皆さんと申請地の確認をいたしました。周りも農地から宅地になっているのが多いようなところで、周辺農地への日照の影響もなく、営農への支障もないと判断した

	ため、以上のことから農地法５条転用については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	５月２７日に関係各位の皆さんと現地確認をしました。今言われたとおりで特に問題はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「岡崎委員」２番・３番についてお願いします。
●１８番 岡崎委員 （中村地区担当）	２番は畑から駐車場への申請です。５月２７日の月曜日、９時２５分頃から３５分までの間、会長、事務局、宮地推進委員、申請代理人と現地を確認しました。先ほどの事務局の説明のとおりで、現地は県道に面した長方形の畑で現在はビワの木、イチジク等が植わっておりました。草も生えておりました。申請代理人の話によると、整地して駐車場にしたいとのこと。周辺に農地はなく、駐車場・店舗等です。以上のことから適当であると考えております。 続きまして３番についてですが、これは田、田といっても今は休耕地で草がボーボーでした。宅地への申請です。これも５月２７日の９時４０分頃から９時５０分頃の間、会長、事務局、宮地推進委員、申請代理人と現地を確認しました。先ほど事務局が説明したとおりで現地は市道に面した休耕地で草が生い茂っていました。転用については適当であると考えております。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	まず番号２の右山天神町の件ですが、今岡崎委員が言ったことで特に問題はないと思います。 番号３の件についても特に問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第２号議案 農地法第５条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地法第５条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第３号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局	第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は8ページになります。 番号1。土地の表示は平野字笠松、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。 5月27日、地区担当の井上委員と宮崎推進委員および申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野化している状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成27年時点の航空写真では既に草が生い茂っているような状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして番号2。土地の表示は大用字石神、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。 5月27日に地区担当の伊勢脇委員と東推進委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっており、課税状況については、2筆とも宅地での課税となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、568番1については、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。568番2については、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「井上委員」1番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	前のスクリーンを見ても分かるように、現地に行くのに他人の土地を通って行かないといけないとかいうようなことがありますし、実際現場に行ってみると大木があり草木が生い茂っている状況でとても復旧困難であると判断いたしました。非農地としての証明は適当であると考えます。以上です。

議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、伊勢脇委員は本日欠席ですが、2番について適当である旨の連絡をいただいております。 東推進委員から、意見などはございませんか？
◇東委員 （富山・蕨岡地区担当）	5月27日に事務局、会長、伊勢脇委員、申請代理人と現地を確認しました。一ヶ所は耕作放棄地となっております、農地に戻すのは困難な状態です。また一ヶ所は宅地の一部として使用していて、どちらも非農地証明は適当だと思いました。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案（一括方式）について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（一括方式）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は9ページ、農用地利用集積計画書（一括方式）は10ページになります。 1番から3番について説明いたします。借受人は下田地区で水稻の栽培をしている方です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は3名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は、令和6年6月7日から令和11年6月6日までの5年間となっています。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「井上委員」1番から3番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	先月別の案件でこの方とお会いして、しっかりと営農されている方で、息子さんも一緒にやられているんですが、下田地区の中

	心経営体としてやられている方で、このようなことから貸付先として選ばれているのは適当であると考えているところです。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第４号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案（一括方式）について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	農地形状変更届出書の提出が１件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。 お手元に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更届出について」をご覧ください。 形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第５条第２項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。 番号１。土地の表示は入田字土居ノ前、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。 ５月２７日に事務局で現地に向かい、入田地区担当の宮地推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。変更を行う理由としましては、栗を植えている圃場であるが、高低差があり、草刈り作業に苦慮している。圃場管理を安全にしやすいとする為に、高低差を少なくするよう盛土を行う為であります。形状変更後は栗を栽培していくこととしており、耕作の用に供することを確認しております。 以上のことから、農地形状変更指導要領第３条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和６年６月６日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。 なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第７条第２項の規定

	により、再度現地確認をすることとしております。以上です。 続きまして、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（別紙様式5）」を作成しましたので、ご覧ください。 内容についてですが、要点のみの説明とさせていただきます。昨年度目標をたてた結果について記載をしているものです。 農業委員会の状況につきましては、現在の人数や耕地面積の状況等を記載しています。これは各自でご覧いただきたいと思います。 続いて裏面です。農地集積ですが、管内の農地面積は2141ヘクタールであり、これまでの集積の面積237.8ヘクタールの集積が行われております。令和5年度の新規集積面積の目標は15ヘクタールとしておりましたが、実際、集積された面積の合計は4.8ヘクタールとなっております。 続いて次のページです。下の農にある新規参入の促進についてですが、新規就農者について記載しております。実績は次のページに記載しております。新規参入経営体は3経営体となっております。3経営体とも、利用権設定を行った者です。 それ以降については、毎年の定型的なものです。議案関係の件数や面積を記載したものであるため省略させていただきたいと思います。 この本活動の点検・評価につきましては、6月30日までホームページで公表する予定です。簡単ではございますが、以上です。 続きまして、地域計画策定に向けた座談会やアンケート等について、進捗状況を報告します。 中村地域についてですが、後川地区のアンケートを5月に発送し、5月末の締め切りとさせていただいていました。後川地区の座談会は今月下旬ごろに行う予定です。 次に西土佐地域ですが、津大地区①である「中半、茅生、岩間、橘、津野川、藤ノ川」のアンケートを送付しており、6月28日を締め切りとしています。座談会は、8月下旬ごろを予定しております。座談会の案内は7月下旬ごろに送付予定です。 担当である農業委員、推進委員は、後日、座談会の日程調整をさせていただきますので、ご協力よろしくお願いします。以上です。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。 最後に、委員の皆様から何かございませんか。

議長（清水会長）	ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。
----------	--

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 6 月 7 日

議長 清水 優志

署名委員 安藤 久徳

署名委員 徳留 佳代